

岡崎市災害廃棄物処理計画

令和7年3月

岡 崎 市

目次

1 総則	1
1-1 計画改定の背景及び目的	1
1-2 計画の位置付け	2
1-3 本市の地域特性	3
(1) 地勢	3
(2) 地質	3
(3) 人口	4
(4) 産業	4
(5) 交通	5
1-4 基本的事項	6
(1) 災害の種類	6
(2) 災害廃棄物の定義	6
(3) 災害廃棄物の種類及び発生量等	8
(4) 処理主体及び連携の基本構想	9
(5) 災害廃棄物処理の基本方針	10
1-5 計画見直し	10
2 本編	11
2-1 組織体制	11
2-2 支援協力体制	13
(1) 自治体間の支援協力体制	13
(2) 関係機関、民間事業者等の支援協力体制	14
(3) その他の支援協力体制	14
2-3 住民対応・住民周知	15
2-4 災害廃棄物処理	16
(1) 発災前（減災の取組み）	16
① 本市処理施設の防災対策	16
② 仮置場の検討	16
③ 必要資機材調達方針	17
④ 有害廃棄物対応関係	18
⑤ 住民周知・啓発	18
⑥ 職員への教育・訓練	19
(2) 発災直後（応急対応）	19
① 本市処理施設	20
② し尿	20
③ 通常時でも排出されるごみ	20

④ 避難所ごみ	21
(3) 復旧・復興期（災害廃棄物処理）	23
① 本市処理施設	23
② 通常時でも排出されるごみ	23
③ 避難所ごみ	23
④ 災害廃棄物	23
⑤ 仮置場（一次仮置場、二次仮置場）の設置	25
⑥ 地域集積所	29
⑦ 中間処理.....	29
⑧ 最終処分.....	32
⑨ 倒壊家屋の取扱い	32
⑩ 廃自動車の取扱い	32
⑪ 有害性のある災害廃棄物の取扱い	32
⑫ 仮設処理施設	32
(4) 留意事項	34
① 処理方針決定	34
② 事象別留意事項	35
2-5 環境モニタリング	38
2-6 教育・訓練.....	38
2-7 支援.....	38
2-8 実行計画	39

1 総則

1-1 計画改定の背景及び目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、強い揺れに加え、津波の発生により広範囲に甚大な被害をもたらし、災害廃棄物処理の在り方についても様々な課題を残すこととなった。平成 27 年 8 月には、これら災害廃棄物処理に係る経験や教訓に基づき廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）が改正され、国、都道府県、市町村及び民間事業者は、災害により生じた廃棄物について、相互に連携・協力しつつ、適切に役割を分担して取り組む責務を有することとされた。さらに、地方公共団体は、防災基本計画や廃棄物処理法に基づく廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針において、災害廃棄物処理計画を策定することが明記された。

また、地震災害だけでなく、平成 26 年 8 月豪雨による広島市の土砂災害や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害等のように、風水害による甚大な被害が全国で多発している。本市も、平成 12 年 9 月の東海豪雨や平成 20 年 8 月末豪雨災害では甚大な被害を受けており、平成 30 年 3 月に災害廃棄物処理計画を策定した。

当該計画の策定から一定の年月が経過した令和 5 年 6 月に本市は再び豪雨被害に見舞われ、大量の災害廃棄物が発生し、迅速かつ適切な災害廃棄物処理を実施するためには、実効性のある災害廃棄物処理計画が必要不可欠であることを再認識したところである。

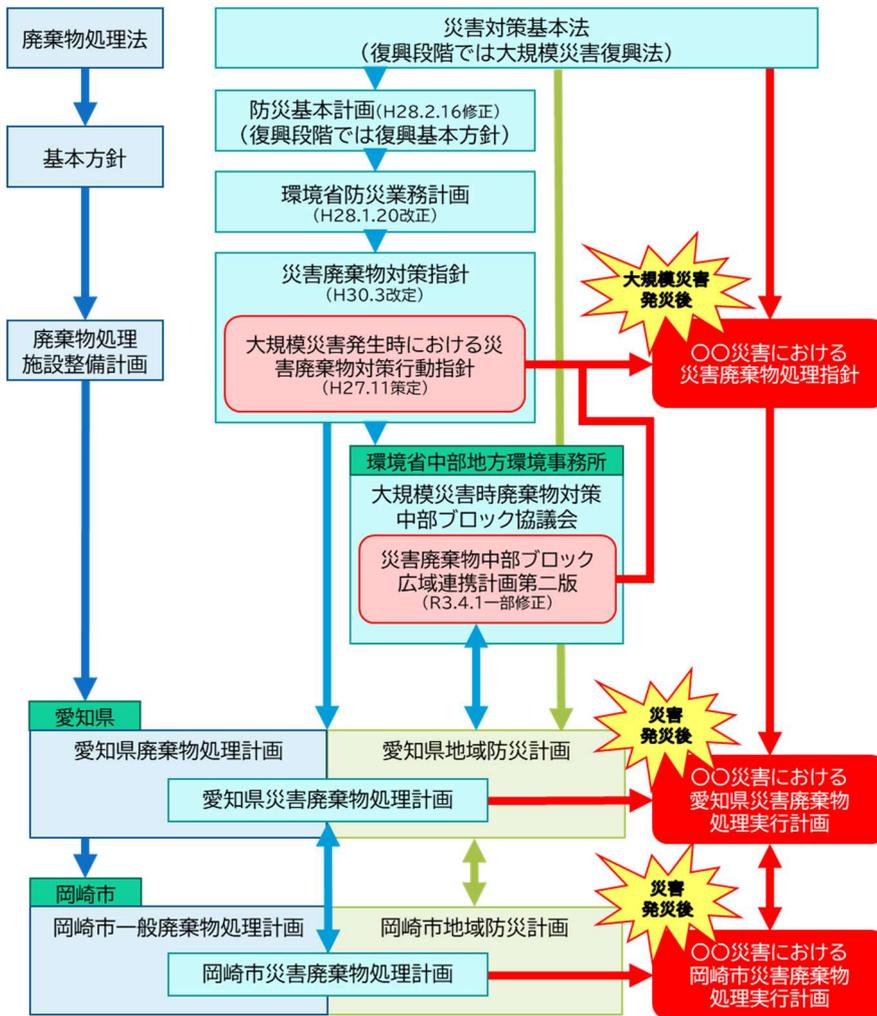
そのような折、令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震では、甚大な被害もさることながら、交通網断絶によりライフラインの復旧にも手間取るなど、災害廃棄物処理に影響を及ぼす様々な要因を想定する必要があることが浮き彫りとなった。さらに、本市では、南海トラフ地震による甚大な被害が発生することが予想されており、災害廃棄物処理計画の重要性は増すばかりである。

そこで、今回の災害廃棄物処理計画の改定は、令和 5 年 4 月に環境省から示された災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインに基づき見直しを行い、実効性を向上させ、様々な種類の災害に対応可能な計画とすることで、迅速な復旧・復興が達成されることを目指すものである。

1-2 計画の位置付け

本計画は、環境省の災害廃棄物対策指針に基づき、岡崎市地域防災計画、愛知県災害廃棄物処理計画との整合性を図り、災害により甚大な被害が発生した場合の処理体制や処理方針など基本的事項を定めるものである。本計画の位置付けを図1-2に示す。

なお、本市で大規模災害が発生した場合は、実際の被害状況等を把握し、的確に進めるため、被災後速やかに岡崎市災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、災害廃棄物の処理を実行するものとする。



(参考：災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月、環境省）)

図1-2 岡崎市災害廃棄物処理計画の位置付け

1－3 本市の地域特性

(1) 地勢

本市は愛知県の中央部に位置し、面積は387.20km²である。北東部に三河高原の山群が連なり、西南部に広大な西三河平野が開ける。また、南方には桑谷・遠望峰の連山が東西に横たわっており、東方には本宮山、巴山などの高い山々が嶺を連ねている。本宮山から南西へは、額堂山などの山々が嶺を連ね、矢作川水系と豊川水系との分水嶺となっている。

市域は、高原台地、河岸段丘及び沖積平野からなり、起伏に富み、風光明媚である一方、梅雨期、台風期等には、山崩れ、崖崩れ、河川の氾濫等の災害を被りやすい要因を備えている。

特に、矢作川流域では豪雨時の風水害のおそれがあり、矢作川流域やJ R東海道本線岡崎駅の西側の地域においては、液状化現象により、建物等への被害が懸念される。

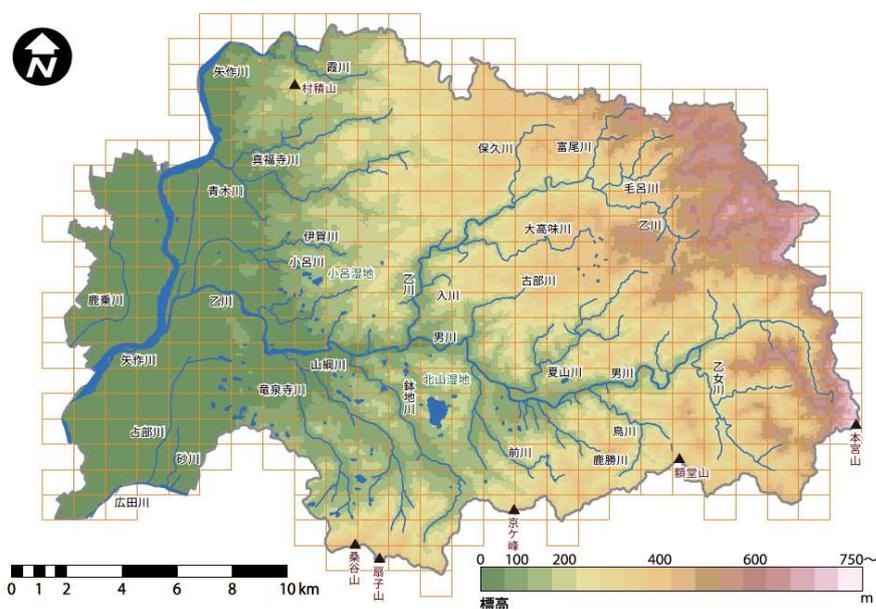


図1－3 岡崎市域 地形図

(2) 地質

本市は、東は長野県の天竜川沿いから西は九州の国東半島に至る延長700 km、最大幅30 kmの西南日本内帯に属する。

表層地層は、北から南に縦貫する矢作川の左岸にある山地、矢作川流域及び乙川流域にある洪積台地並びに矢作川右岸に広がる沖積平野に大別される。

矢作川左岸の山地を構成するものは、領家帯花崗岩類と領家変成岩類で、主として花崗岩類は乙川以北の山地を形成し、変成岩類は乙川以南の山地を形成している。

市域外の河岸段丘はいずれも礫層であり、層厚は7m以下で花崗岩、領家変成岩、チャート、濃飛流紋岩等の礫又は粗粒砂からなっている。

矢作川流域に広がる沖積層は、現在、未解明の部分が多いが、東海道新幹線沿いでは層厚は30m以上にもおよび、砂層を主としていて、何枚かのシルト層を挟んでいる。下流に行くに従い、表層では砂層は厚くなると推定されている。

なお、「愛知県活断層アトラス」（平成9年愛知県防災会議地震部会監修）によれば、岡崎市の周辺（約20km以内）に存在する活断層としては、横須賀地震断層、深溝断層、津平断層、猿投・境川断層、大高一高浜断層、高浜断層があるが、岡崎市域の直下には活断層は認められていない。

（3）人口

本市の人口は383,141人（令和6年3月末）であり、本市は、名古屋大都市圏（金山橋を中心に半径40km）の東部圏域を形成する西三河地方のほぼ中心に位置し、西三河の産業、経済、交通等の要所として発展してきた。人口の増加、産業の発展につれて建築物の高層化、遊休地等の住地化が伸展しつつある。こうした社会的変化は必然的に人為的災害の危険要因を増加させているものと考えられる。

（4）産業

本市の産業は、かつて、繊維工業を中心として伝統的産業である味噌の醸造をはじめとする食品、土石加工等の地場産業が主流を占めてきたが、気候、風土、交通、地勢等に恵まれて、近年は機械、自動車、化学工業等の大工場が進出し、繊維、食品、土石加工等の単一型産業から重化学工業を含めた総合型産業へと変容してきた。

一方、商業は、従来、小規模店舗が多い特色であったが、最近では大規模小売店舗の進出や個店の魅力の低下等により中心市街地を始め地域の商店街では、賑わいと商業活力の低下がみられる。

農林業の就業者数は近年著しく減少しており、山地や農地の保全管理に支障をきたすことが懸念されている。

(5) 交通

市域における鉄道は、J R 東海道本線、名古屋鉄道本線及び愛知環状鉄道が通り、道路は国道 1 号、国道 248 号、国道 473 号、東名高速道路及び新東名高速道路等、主要な道路が集中している。特に愛知環状鉄道は J R 東海道本線に接続し、東名高速道路は国道 1 号に直結しており、産業、経済の発展への基盤となっている。

1-4 基本的事項

(1) 災害の種類

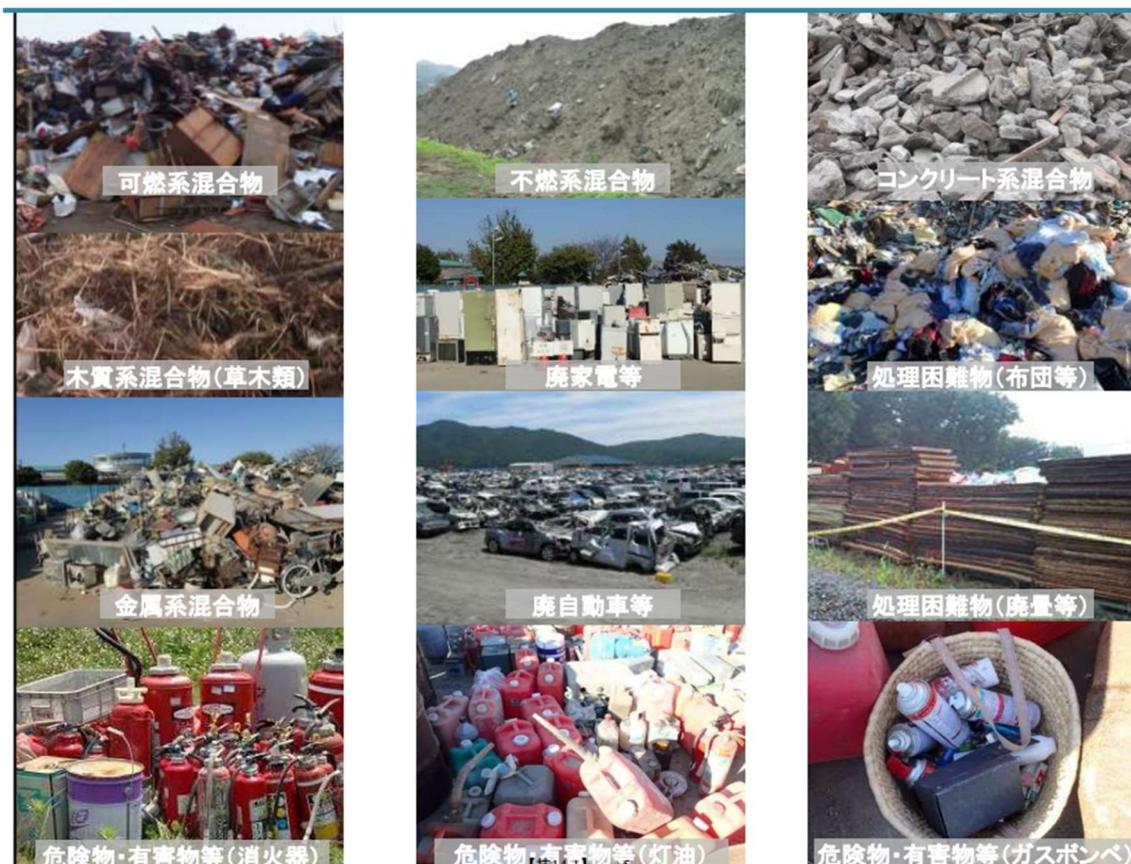
本計画で対象とする災害の種類は、地震災害及び風水害その他の自然災害とする。被害想定は、岡崎市地域防災計画（地震編）に記載されている過去地震最大モデル及び岡崎市地域防災計画（風水害編）に記載されている風水害とする。

(2) 災害廃棄物の定義

本計画において対象とする災害廃棄物は、地震災害及び風水害、その他の自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、本市が生活環境の保全上支障があるものとして処理することが特に必要と認めた廃棄物をいう。

本計画では、災害廃棄物の他に、災害時に発生する廃棄物である生活ごみ、避難所ごみ及びし尿の処理体制や処理方針についても記述する。

表1-4. 1 災害廃棄物の例



(表1-4. 1 出典：環境省技術資料 14-1 災害廃棄物対策の基礎)

表1-4. 2 災害時に発生する廃棄物

種類	特徴	
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ	
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。	
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水	
災害廃棄物	可燃物 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材、被災家屋等の解体に伴い排出される木製廃棄物
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
	コンクリート がら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	金属製家具や、被災家屋等の解体に伴い排出される鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電 (4品目)	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
	小型家電/ その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性 廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物/ 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
その他、 適正処理が 困難な 廃棄物	ピアノなどの処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、石こうボードなど	

(参考：環境省 災害廃棄物対策指針（改定版）)

(3) 災害廃棄物の種類及び発生量等

地震や風水害によって発生する災害廃棄物の量や種類は、岡崎市地域防災計画（過去地震最大モデル）や愛知県災害廃棄物処理計画で推計されている。これらに基づき、災害廃棄物の種類及び発生量、避難所ごみの発生量及びし尿の発生量・仮設トイレの必要基数・し尿収集車両必要数を推計し、表1-4.3から表1-4.5に示す。

なお、発災時は、実際の被害状況を迅速に把握し、速やかにこれらの発生量等を再計算し、計画的な災害廃棄物処理を実行する。

表1-4.3 災害廃棄物の種類及び発生量（千t）

種 別		組成別災害廃棄物発生量						合計
		可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別仕砂	
地震		83	197	2	205	2	-	489
風水害	洪水	1,649	1,411	1,156	2,635	144	1,504	8,499
	土砂災害	0.3	0.2	0.6	0.3	0.03	32	33

【参考】災害廃棄物発生量の推計方法

地震や風水害によって発生する災害廃棄物の量や種類は、岡崎市地域防災計画（過去地震最大モデル）や愛知県災害廃棄物処理計画で推計されているものを掲載している。

参考：令和5年度の家庭から出たごみの処理量（千t/年）

可燃物	不燃物	粗大ごみ	資源物	有害ごみ等	拠点回収	合計
68.4	6.6	0.2	6.0	0.1	1.9	83.2



写真出典：環境省「災害発生時における廃棄物処理の注意点」

表 1-4. 4 避難所ごみの発生量 (t/日)

	1 日後	発災 1 週間後	発災 1 か月後
避難所ごみ	8.6	33	4.3

【参考】避難所ごみの推計方法

過去地震最大モデルにおける想定避難者数に一般廃棄物処理基本計画に記載の生活ごみ発生原単位を乗じて推計した。

表 1-4. 5 し尿の発生量・仮設トイレの必要基数・し尿収集車両必要数

	1 日後※	発災 1 週間後	発災 1 か月後
し尿発生量 (kL/日)	252	106	11
仮設トイレの必要基数 (基)	1,862	769	220
し尿収集車両必要数 (台/日)	18	8	1

【参考】し尿の発生量と仮設トイレの必要基数の推計方法

過去地震最大モデルにおける避難者数や断水率から環境省災害廃棄物対策指針技術資料及び内閣府避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインに基づき推計した。

※発災直後～仮設トイレ設置までの間は、くみ取り不要な携帯・簡易トイレの使用が多く、可燃ごみとしての処分となることが想定される。

(4) 処理主体及び連携の基本構想

災害廃棄物は一般廃棄物に区分されることから、廃棄物処理法の規定に基づき、本市が災害廃棄物の処理主体を担う。なお、本市が災害廃棄物を処理することができない場合には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、愛知県に事務委託を行うものとする。

また、災害の状況に応じて、環境省中部地方環境事務所が中心となって策定した大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会の広域連携計画に基づく連携、愛知県災害廃棄物処理計画に規定される地域ブロック連携、その他本市が個別で締結している協定等に基づく連携及び地域の民間事業者との連携を臨機に選択し実行するものとする。

(5) 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の処理を行う上での基本方針は次のとおりとする。

① 事前対策の推進

災害はいつ起きるか分からないことから、できる限りの事前対策を進め、平常時における住民周知や訓練を行う。

② 迅速で計画的な処理

発災後は、速やかに状況判断を行い、本計画に基づき実行計画を策定し、迅速で計画的な処理を実施する。

③ 自治体・民間事業者等関係団体との連携

本市施設による処理や一般廃棄物処理業者の活用に加えて、産業廃棄物処理業者や建設業者など幅広い民間事業者の力を最大限活用して、迅速な処理を目指すものとする。

④ 安全・環境に配慮した処理

災害廃棄物処理には衛生環境の悪化や有害性・危険性が伴うことから、非常時こそ二次災害や健康被害及び環境汚染を引き起こさないよう十分配慮するものとする。

⑤ リサイクルの推進

災害廃棄物の発生現場や仮置場への搬入時における分別を徹底し、円滑な処理を実行するとともに、仮置場等での選別の徹底及びリサイクルを促進し、環境負荷の低減を図る。

1-5 計画見直し

国や県における廃棄物対策や防災対策の進捗、災害廃棄物対策の事例、廃棄物処理技術の進展、あるいは本計画に関連する本市の地域防災計画や一般廃棄物処理基本計画等の改定等を踏まえ、本計画見直しの必要性が生じた場合は、随時、見直すものとする。

また、2-6に示す教育・訓練を実施することで、より実効性の高い計画になるよう見直しに努めるものとする。

2 本編

2-1 組織体制

災害廃棄物処理は、岡崎市地域防災計画に基づき設置される災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）・衛生対策チームによって対応する。災害対策本部全体の組織体制を図2-1に示す。衛生対策チームにおいては、災害廃棄物処理に加えて、防疫（消毒）活動、遺体対策、被災動物対策も行う。

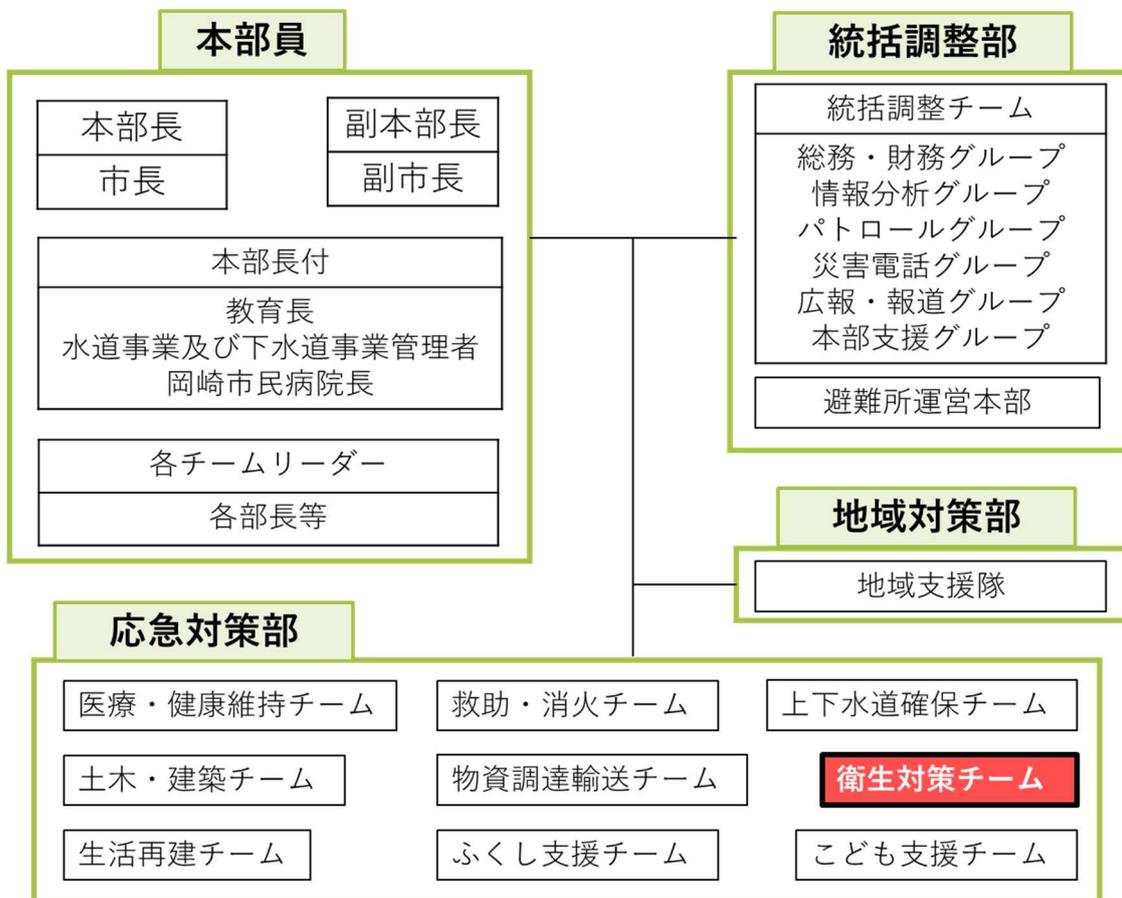


図2-1 災害対策本部組織体制

災害廃棄物処理における組織体制及び担当業務については、表 2 - 1 のとおりとする。

なお、被災家屋の公費解体等の業務も想定されることから、必要に応じて土木・建築チーム等へ応援を要請するものとする。

表 2 - 1 災害廃棄物処理における組織体制及び担当業務

担当名	担当部署	担当業務
総務担当	廃棄物対策課	災害廃棄物対策の総括 被災状況の把握 災害廃棄物の発生量推計 し尿の発生量推計 災害廃棄物処理方針の確定 (実行計画の策定) 支援要請 住民等への周知 災害廃棄物処理委託 広域支援等の関連事務 避難所ごみの収集体制の確立 外部への委託契約等 公費解体事務 交付金申請
廃棄物担当	ごみ対策課	生活ごみの収集 避難所ごみの収集 仮置場の開設、管理、運営 災害廃棄物の収集
	清掃施設課	生活ごみの処理 災害廃棄物の処理 避難所ごみの処理
し尿担当	ごみ対策課	仮設トイレの設置
	清掃施設課	緊急汲取りの実施 し尿の収集体制の確立 し尿の収集、処理

2-2 支援協力体制

本市での処理が困難となった場合、次の支援協力体制により応援を要請するものとする。なお、記載した支援協力体制は、災害の規模に応じて柔軟に取り扱うものとする。

(1) 自治体間の支援協力体制

- ① 愛知県ごみ処理広域化・集約化計画に基づく岡崎西尾地域広域化ブロック内の市町への応援要請
- ② 岡崎西尾地域広域化ブロック内でも処理が困難な場合、愛知県災害廃棄物処理計画に基づく西三河地域ブロック内の市町への応援要請
- ③ 西三河地域ブロック内でも処理が困難な場合、県内の他地域ブロックの市町村への応援要請
- ④ 県内の他地域ブロック内でも処理が困難な場合、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会の広域連携計画に基づいた応援要請
- ⑤ ゆかりのまち等の協定締結している市町への応援要請

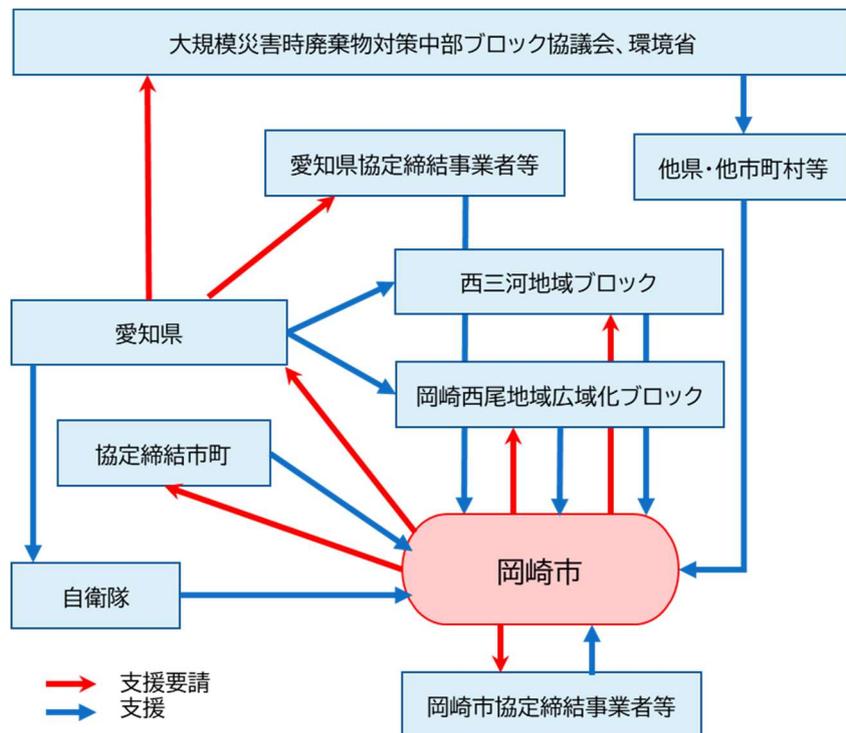


図2-2 災害時の協力・支援体制

(2) 関係機関、民間事業者等の支援協力体制

- ① 他自治体及び民間事業者との間の協定による応援要請
- ② D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）を活用した応援要請

表 2-2 現在締結している協定

締結協定名	締結先
大規模災害時の相互応援に関する協定	岡崎市、伊丹市、青梅市、大竹市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、津市、周南市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、箕面市、坂井市
中核市災害相互応援協定	中核市各市
災害時相互応援に関する協定	茅ヶ崎市、佐久市、関ヶ原町
西三河災害時相互応援協定	碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町
災害時相互応援に関する協定	亘理町
し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書	三河、知多清掃施設連絡協議会所属団体 県下7市11組合
災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書	岡崎市一般廃棄物事業協同組合
災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書	岡崎市環境衛生組合
災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書	岡崎資源回収協同組合
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人 愛知県産業資源循環協会
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	ごみ・し尿及び下水を処理する県内自治体すべて、計126団体 愛知県(1)県内市町村(54)ごみ又はし尿処理を行う一部事務組合(21)流域下水道管理者(1)公共下水道管理者(49)
災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定書	(株)トルンテック、(株)トル東愛知営業所、(有)マルキ通商、(株)レンタルのニッケン東海支店岡崎営業所、レンテック大敬(株)岡崎南営業所
災害時における下水道災害対応トイレの設置協力に関する協定	岡崎市管工事業協同組合

(3) その他の支援協力体制

- ① 災害対策本部を通じて自衛隊、警察、消防等とも十分に連携を図る。
- ② 社会福祉協議会と連携し、ボランティア、NPO等からの支援を得る。

2-3 住民対応・住民周知

災害廃棄物を円滑に処理するため、対応時期に応じて、表2-3の方法で住民等へ周知・啓発を行う。

表2-3 住民等への周知・啓発

対応時期	方法	内容
発災前	市政だより ホームページ 町内会回覧板 防災メール SNS 各戸配布ごみ関係資料への掲載 地域防災訓練	ごみの集積場所、仮置場 災害廃棄物の分別方法 避難所ごみの分別 危険物の取扱い し尿収集の実施 不法投棄の禁止 問い合わせ先
発災直後	広報車 防災無線 町内会回覧板 防災メール チラシ ホームページ マスメディア SNS 避難所等への掲示 ごみステーションへの掲示	発災前と同等の周知を継続 廃棄物となった被災家屋・被災自動車の取扱い 排出方法及び収集頻度
復旧・復興期	市政だより ホームページ 町内会回覧板 SNS 避難所等への掲示 ごみステーションへの掲示	災害廃棄物処理の進捗状況 仮置場の開設期間 実行計画

2-4 災害廃棄物処理

(1) 発災前（減災の取組み）

① 本市処理施設の防災対策

災害に強い一般廃棄物処理施設とするため、計画的な防災対策（地震、停電、火災、浸水）を講じる。

ア 施設の建屋、機器について、耐震化対策を講じる。

イ 停電による機器故障対策を講じる。

ウ 施設のプラントメーカー等との協力体制を確立する。

エ 施設が被災した場合に対処するため、補修等に必要な資材を確保する。

オ 施設更新時には、発災時の余力の確保を想定し、耐震・耐水性の機能や始動用電源、燃料保管庫、薬剤備蓄倉庫等の設備を検討する。

② 仮置場の検討

災害廃棄物は膨大な量となり、処理施設への直接搬入が困難となることが想定されるため、仮置場を検討するものとする。

表 2-4. 1 仮置場必要面積

区分	必要面積 (m ²)
地震	71,140
洪水	13,520
土砂災害	3,539 ~ 4,324

【参考】 仮置場必要面積の算定方法

地震は愛知県災害廃棄物対策計画に掲載の算定方法による。洪水・土砂災害は愛知県災害廃棄物対策計画の掲載数値（水害による災害廃棄物処理においては、発災初期から片付けによる災害廃棄物の処理が主な工程となる。）による。

本市は、表 2-4. 2 に示すとおり一般廃棄物最終処分場と八帖クリーンセンター災害廃棄物仮置場の 2 か所の仮置場専用地を有しており、必要に応じて速やかに仮置場の開設が可能である。一方、仮置場やアクセス道路の被災等により開設できない場合や仮置場の面積不足が見込まれる場合は、その他の仮置場を設置する必要がある。

仮置場の選定条件は以下のとおりとする。

- ア 廃棄物処理施設、公共施設の駐車場、未利用のグラウンド等の市有地を優先し、避難所や仮設住宅等での土地利用との調整を行い選定する。
- イ 仮置場は中長期間利用できる平坦な土地を選定する。
- ウ 二次災害や周辺環境への影響が小さい地域に所在する土地を選定する。
- エ トラックや重機等の大型車両の往来が可能な道路に面し、これらが仮置場に容易に出入りできる場所を選定する。
- オ 表2-4.3に示す仮置場候補地以外にも、発災時、土地未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地も選定対象とする。

なお、仮置場のみでは選別、保管、処理ができない場合に、仮設処理施設の設置も検討する。

表2-4.2 災害廃棄物仮置場

	名称	所在地	管内	有効面積 (m ²)
1	一般廃棄物最終処分場	才栗町	大平	7,180
2	八帖クリーンセンター災害廃棄物仮置場	八帖南町	本庁	2,400
			計	9,580

表2-4.3 災害廃棄物仮置場候補地

	名称	所在地	管内	有効面積 (m ²)
1	明神橋公園運動場 ^{※3}	上六名1丁目	本庁	8,000
2	みどり公園運動場	緑丘2丁目	岡崎	6,000
3	矢作公園運動場 ^{※1}	中園町	矢作	10,000
4	花園体育センター	桑原町	岩津	9,030
5	岡崎中央総合公園美博第2・3駐車場 ^{※2※3}	高隆寺町	大平	13,500
6	大幡運動広場 ^{※1}	大幡町	東部	8,000
7	六ツ美支所北駐車場	下青野町	六ツ美	2,400
8	額田運動場 ^{※1}	南大須町	額田	10,000
			計	66,930

※1 応急仮設住宅建設候補地 ※2 防災拠点 ※3 災害復旧用オープンスペース

③ 必要資機材調達方針

発災時に必要となる資機材については、平常時に備蓄するものとする。

なお、使用期限が定められているものについては、随時更新するものとする。

また、備蓄場所については、本庁舎、八帖クリーンセンター、中央クリーンセンター及び廃棄物再生利用施設の4か所とする。

④ 有害廃棄物対応関係

有害廃棄物は、迅速かつ適正な処理が重要であるため、収集運搬及び処分を専門業者へ委託できるよう協定を締結し、支援を要請できる体制を構築するよう努めるものとする。

表 2-4. 4 主な有害廃棄物の種類

有害廃棄物	石綿含有廃棄物 ポリ塩化ビフェニル（PCB）含有機器 廃農薬、廃化学薬品等の化学物質 灯油、ガソリン等の危険物 使用済み注射器、注射針等の感染性廃棄物
-------	---

⑤ 住民周知・啓発

発災時には、情報伝達が平常時より格段に困難となるため、災害廃棄物の分別等各種ルールを発災前から十分に周知・啓発する必要がある。

そのため、平常時に住民に向けて発信する廃棄物関係の各種情報に上乗せする形で、広く周知を行うものとする。

また、発災時に住民がより円滑に災害廃棄物の分別排出が行えるよう、必要に応じて、説明の機会を設けることや、実践的な訓練を実施することで災害廃棄物処理に対する住民の認識を向上させることに努めるものとする。

災害時のごみの出し方

災害時には、想像をはるかに超える大量の災害廃棄物が出ます。そうした中、無秩序にごみが出されると、収集車が入れない、処理に時間がかかるなど、早期復興の妨げになりかねません。災害廃棄物を適切に処理するために、市では被災状況に合わせて災害時のごみ処理方針を決定し、ホームページやごみ分別アプリさんあ〜る等で周知いたします。

① 生活ごみ
 平時と変わらず自宅で生活できる場合でも、道路状況や処理施設の被災などにより、通常どおりの収集体制が整わない場合には、**収集日や収集回数の変更**を行う場合があります。

② 片付けごみ
 災害により発生するごみ(家具・畳・瓦・柱角材・窓ガラス・コンクリート・家電など)は、**ごみステーションには出せません**。クリーンセンター又は市が設置する**仮置場**に持ち込んでください。

仮置場
 被災状況に応じて、**才票と八帖**に仮置場を開設します。搬入手段のない方には戸別収集やボランティアによる収集体制も検討します。
 仮置場が開設されるまでの間は、**敷地内等での保管**をお願いします。

③ 避難所ごみ
 避難所では、**衛生面を優先**し、プラスチックや紙類も可燃ごみとします。その他の分別は避難所ごとのルールを守って分別してください。

担当: 岡崎市廃棄物対策課 23-6534

図 2-4. 1 住民への周知ちらし (一例)

⑥ 職員への教育・訓練

災害廃棄物処理計画の内容を平常時から職員に周知し、災害廃棄物処理について理解を深めることを目的として定期的な訓練を行う。

また、訓練終了後に検証を行い、災害対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて改善措置を講じるものとする。

さらに、被災地支援のため職員を積極的に派遣することにより、災害廃棄物の処理業務に対応できる人材を育成するとともに、派遣した職員の知識と経験を活かして災害廃棄物処理の知見を市職員に広める。

加えて、他自治体と合同で勉強会を行い、平常時から連携を強化する。



市職員が支援に赴いた令和6年能登半島地震での被災地風景

(左上：倒壊した家屋、右上：避難所ごみの収集、左下：災害廃棄物仮置場、右下：公費解体受付窓口)

(2) 発災直後（応急対応）

① 本市処理施設

ア 発災直後は、施設・設備の被害状況を把握し、必要な応急復旧を実施する。

イ 復旧までに要する時間を算定する。

ウ ライフラインの遮断や施設被害等に対する復旧・補修に必要な資機材、燃料の確保及び人材の手配をする。

エ 廃棄物処理施設の運転に当たっては、処理不適物の混入や施設の稼働状況を注視し、平常時よりも慎重な運転管理を行う。

② し尿

ア 仮設トイレ関係

発災後速やかに仮設トイレの必要基数を推計し、本計画2-2の支援協力体制に記載の他自治体や民間事業者へ協定に基づく支援を得ながら、避難所等における仮設トイレや下水対応トイレの設置を進める。

イ 収集体制

発災後、避難所をはじめ被災地域における仮設トイレの使用状況を確認し、し尿収集許可業者に収集を依頼する。

し尿収集許可業者の収集能力が不足する場合は、本計画2-2の支援協力体制に基づき他自治体等へ応援を要請するとともに、対応可能な直営職員を収集の任に当てる。

ウ 処理体制

通常の処理体制と同様、八帖クリーンセンターで処理するものとする。

八帖クリーンセンターが被害を受け、処理が困難な場合は、本計画2-2の支援協力体制に基づき他自治体へ応援を要請するものとする。

③ 通常時でも排出されるごみ

ア 収集体制

通常時でも排出される生活ごみ（避難所ごみを除く）・事業系ごみは、原則、平常時と同様の収集・分別を行う。ただし、発災直後は、生ごみ等腐敗性のあるごみを優先的に収集し、不燃ごみや資源ごみ等は復旧の状況に応じて収集開始時期及び頻度を決定する。

また、平常時の収集能力で対応できない場合は、本計画2-2の支援協力体制に基づき他自治体や民間事業者へ協定に基づく支援を要請するものとする。

イ 処理体制

生活ごみは、平常時と同様に本市処理施設で処理を行うものとする。

本市処理施設が被害を受け、処理が困難となる場合は、本計画 2-2 の支援協力体制に基づき他自治体へ応援要請を行うものとする。

ウ 住民周知

地元総代等を通じて住民への周知を図る。必要に応じ、回覧やごみステーションへの掲示を行う。

④ 避難所ごみ

ア 分別方法

分別方法は、表 2-4. 5 のとおりとする。

表 2-4. 5 避難所ごみの分別区分等

分別区分	排出方法	収集頻度	備考
可燃ごみ	可燃ごみ用指定袋に入れ、避難所に設置されるごみ集積場に出す。	週 2 回	紙類、プラスチック類は可燃ごみとして排出する。 携帯・簡易トイレの汚物も可燃ごみとして出す。
不燃ごみ	不燃ごみ用指定袋に入れ、避難所に設置されるごみ集積場に出す。	2 週に 1 回	缶、びんは不燃ごみとして出す。
ダンボール	避難所に設置されるごみ集積場に裸出し又は縛って出す。	週 1 回	
ペットボトル	ペットボトル用指定袋に入れ、避難所に設置されるごみ集積場に出す。	週 1 回	洗わなくて良い。
発火性危険ごみ (有害ごみ含む)	避難所に設置される黄色の回収ボックスに入れる。	2 週に 1 回	スプレー缶、ライター、乾電池、充電池等

イ 収集体制

避難が長期化するなど、収集を継続する必要がある場合は、他自治体又は民間事業者支援（委託業務発注）により収集を行うものとする。

ウ 処理体制

(ア) 可燃ごみ・不燃ごみ・発火性危険ごみ

③のイで示した通常時でも排出されるごみ処理と同様の処理を行うものとする。

(イ) ペットボトル・ダンボール

民間事業者に委託（売払い）し、リサイクル処理を行うものとする。

エ 住民周知

避難所等に表 2-4. 5 の避難所ごみの分別区分の内容を掲示し、衛生的なごみの排出を促す。

(3) 復旧・復興期（災害廃棄物処理）

① 本市処理施設

ア 復旧に当たり、国庫補助金等を活用する場合は、必要な手順について関係機関と調整を行う。

イ 応急復旧のみで対応している場合には、本復旧のタイミング及び本復旧に必要な工期等の検討を行う。

② 通常時でも排出されるごみ

2 2-4 (2) ③と同様の対応とする。

災害廃棄物や倒壊家屋廃材については、ごみステーションへの排出ではなく、直接、八帖クリーンセンター、中央クリーンセンター及び仮置場（開設時）への自己搬入を原則とする。

③ 避難所ごみ

2 2-4 (2) ④と同様の対応とする。

④ 災害廃棄物

ア 分別

迅速な処理を行うため、分別の一例を表2-4. 6に示す。なお、災害の種類・規模に合わせて変更する。

表2-4. 6 災害廃棄物の分別（一例）

分別区分	主な種類
可燃系混合物	汚れた衣類、プラスチック製品
畳	汚れた畳
ソファ・布団	ソファ、布団、マットレス
木くず	柱角材、家具等の廃木材、被災家屋等の解体に伴い排出される木製廃棄物
不燃系混合物	スレート、壁材、被災家屋等の解体に伴い排出される不燃性廃棄物
ガラス・陶磁器	ガラス・陶磁器類、瓦
コンクリートがら	コンクリート、コンクリートブロック、被災家屋等の解体に伴い排出されるコンクリートがら
金属くず	金属製家具、被災家屋等の解体に伴い排出される金属製廃棄物
廃家電	家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・

	衣類乾燥機、エアコン（室外機含む）、小型家電 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
その他	その他の災害廃棄物

イ 排出方法

市民は、表 2-4. 6 の分別に従い、細かなものは可燃系混合物、不燃系混合物に分別し、原則として、八帖クリーンセンター、中央クリーンセンター及び仮置場（開設時）へ搬入する。ただし、自ら災害廃棄物を持ち込むことが困難な場合は、通行の妨げとならないように自宅前に災害廃棄物を排出することとし、本市が特別収集を行うこととする。

ウ 排出場所

八帖クリーンセンター、中央クリーンセンター、仮置場（開設時）、自宅前、地域集積所（開設時）

エ 収集方法

混合状態で収集すると、その後の処理において大きな負担となるため可能な限り積み込み段階で分別することとする。

なお、平常時の収集能力で対応できない場合は、本計画 2-2 の支援協力体制に基づき他自治体や民間事業者へ協定に基づく支援を要請するものとする。

オ 住民周知

災害廃棄物の分別、排出方法、排出場所について、地元総代等を通じて住民への周知を図る。必要に応じ、回覧やごみステーションへの掲示を行う。

仮置場を設置する場合は、仮置場が設置されるまで災害廃棄物の排出を控える旨を住民等へ広報する。

カ 事業系災害廃棄物

災害廃棄物は、一般廃棄物であり、本市が主体的に処理を行うが、河川や道路、公共施設、事業所等から排出される災害廃棄物の処理は、事業者及び施設管理者が行うことを妨げない。

⑤ 仮置場（一次仮置場、二次仮置場）の設置

ごみ処理施設の処理能力を上回る災害廃棄物の発生が見込まれる場合には、災害廃棄物を一時的に置く仮置場を速やかに開設する。

なお、被災状況に応じ、災害廃棄物の選別等の中間処理を実施する二次仮置場の設置も検討する。

ア 管理運営体制

表2-1による担当部署が中心となって管理運営体制を決定するものとし、実際の管理運営体制は次のとおりとする。

- (ア) 仮置場の効率的な運営のために、重機等を活用することとし、重機の調達及び操作が可能な民間事業者や民間事業者で構成する協会等に、実際の管理運営を委託することを基本とする。
- (イ) 仮置き後の廃棄物処理が円滑に行われるように、表2-4.6のとおり分別して仮置きするものとする。
- (ウ) 便乗して仮置場に搬入される搬入対象としていないごみ及び不法投棄されたごみ並びに火災等不測の事態への迅速な対応のために、受付を設け原則24時間の監視体制を敷くものとする。
- (エ) 仮置場の使用前には土壌等の調査を行い、仮置場閉鎖後の土壌等への影響の有無を確認できる措置を講じるものとする。

イ 搬入

- (ア) 搬入者は、市民、解体業者、ボランティア、支援自治体、委託業者及び本市直営ごみ収集職員等とする。
- (イ) 仮置場内での混雑緩和が図れるように、場内を一方通行とするなど、必要な措置を講じるものとする。
- (ウ) 仮置場が飽和状態とならないように、適宜、搬入と搬出のバランスに留意するものとする。

ウ 仮置き、保管

- (ア) 廃棄物の仮置き高さが5mを超えない範囲で高く積み上げ、スペースの有効利用を図るものとする。
- (イ) 水に浸かった畳は腐敗による悪臭が発生するほか、積み上げ過ぎると火災のおそれがあるため、積み上げる高さを2mに抑制しつつ優先的に搬出するようにする。
- (ウ) 消化設備を備えるなど火災発生に迅速に対応可能な措置を講じることとする。

エ 搬出

- (ア) 場内が飽和状態とならないように、搬入に関する事項と搬出に関する事項が重なった場合は、搬出を優先するものとする。
- (イ) 場内の安全確保のため、必要に応じて搬入を停止し、搬出作業の効率向上に努めるものとする。
- (ウ) 災害廃棄物の量の把握をするため、搬出時に処理施設等において計量するものとする。

オ その他

仮置場閉鎖時には、当該地の土壌調査等を行い、汚染の確認を行うとともに調査結果に応じて必要な措置を講じるものとする。

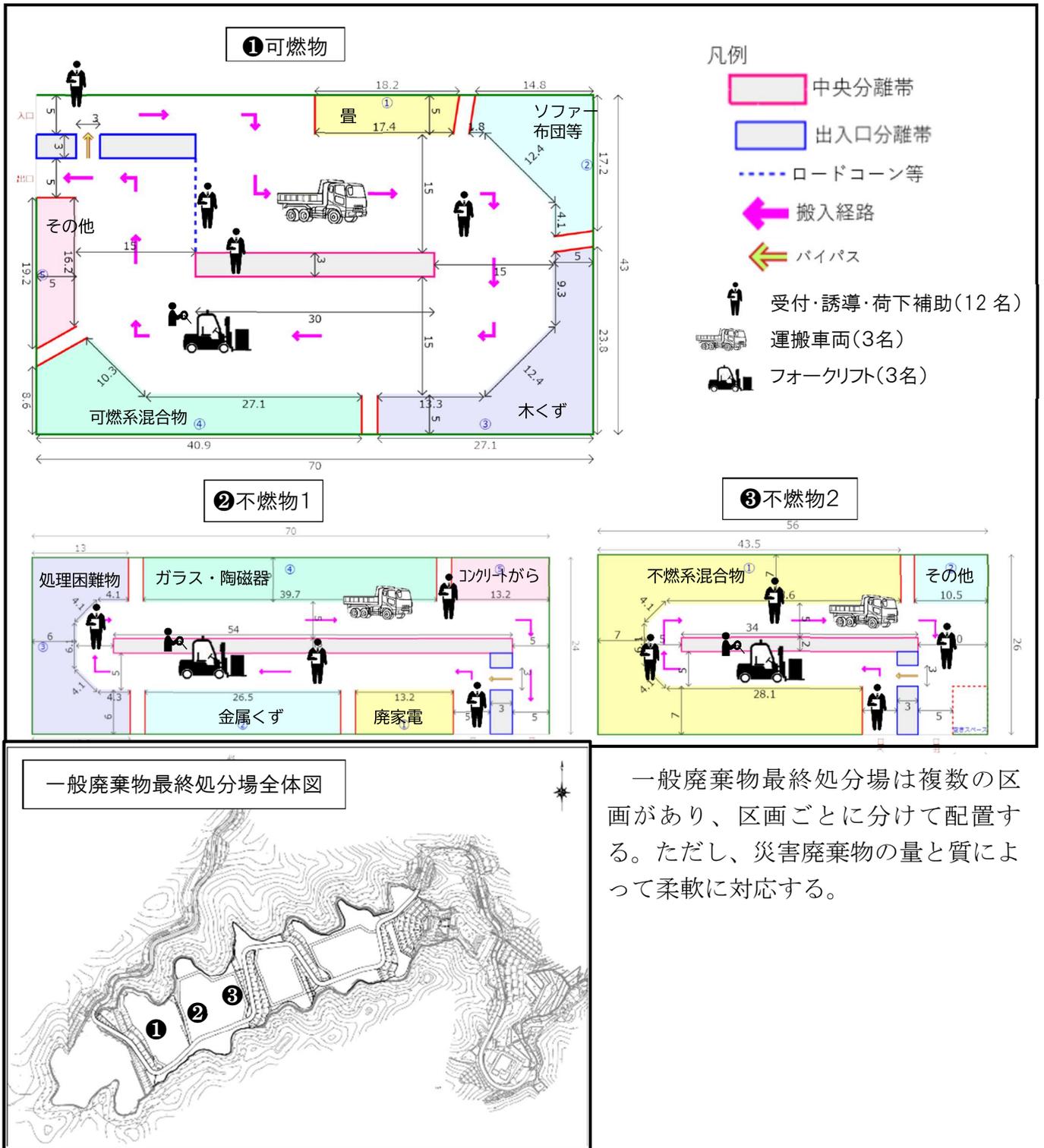


図 2 - 4. 2 一般廃棄物最終処分場の災害廃棄物仮置場 配置例

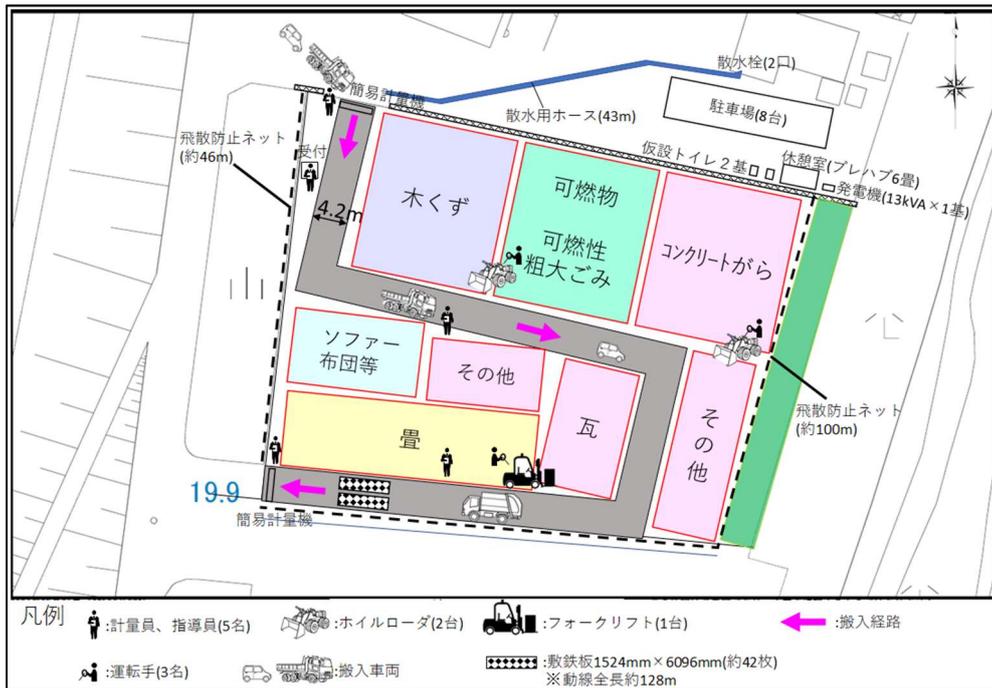


図 2-4. 3 八帖クリーンセンター災害廃棄物仮置場 配置例

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い 年月日

災害により発生したごみの出し方 仮置場のご案内

- 生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- 地震により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。

注意事項

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

■仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所においでください

場所：○○○○○○○ ※裏面をご覧ください
開設期間：○月○日まで 9:00～16:00

<p>もやすごみ (プラスチック・衣類)</p>	<p>ガラス・陶磁器</p>	<p>金属類</p>
<p>たたみ・ソファ・ふとん</p>	<p>瓦・ブロックくず</p>	<p>小型の電気製品</p>
<p>木製家具</p>	<p>家電4品目</p>	

高齢者世帯等、家の外にごみを運べない場合などは、(電話○○○-○○○-○○○)へ相談してください。

【問合せ先】 岡崎市 ごみ対策課 電話○○-○○○

【仮置場案内図】

【八帖仮置場】
場所：○○○○○○○
開設期間：○月○日まで
開設時間：9:00～16:00

【〇〇仮置場の分別配置図】

縮尺 1:437

図 2-4. 4 住民への周知ちらし (一例)

⑥ 地域集積所

市民による仮置場等への持込みを原則とするが、地元総代との協議により災害の規模や被害の状況などから身近な場所への仮置きがやむを得ないと判断する場合は、必要に応じて被災地区に近い場所で、住民が災害廃棄物を自己搬入する場所として、地域で管理・運営する地域集積所を設置する。

なお、地域集積所は、収集車の出入りが可能で最低限の分別排出ができる面積が確保でき、周辺の迷惑にならない場所、かつ、地元住民が土地の管理者の同意を得た場所であることを条件とする。

無管理の集積所（いわゆる勝手仮置場）が発生した場合に速やかに収集・閉鎖等の対応ができるよう地元総代と連絡を密に行う。

⑦ 中間処理

ア 本市施設概要

焼却施設、廃棄物再生利用施設、し尿処理施設の概要を表 2-4. 7 から表 2-4. 9 に示す。

表 2-4. 7 焼却施設の概要

施設名称	八帖クリーンセンター	中央クリーンセンター
所在地	八帖南町字立島 2 番地 1	板田町字西流石 2 番地 1
処理能力	100 t / 日	190 t / 日 × 2 炉
運営体制	委託	直営・委託
処理可能量※	58,000 t / 3 年	

※施設の処理能力から現状の処理実績を差し引いて余力を算出することとし、処理期間を 3 年とした場合の値とした。

表 2-4. 8 廃棄物再生利用施設概要

施設名称	リサイクルプラザ		資源化施設
所在地	高隆寺町字阿世保 5 番地		才栗町字霧ヶ洞 31 番地 1
施設の種類	選別・圧縮	破碎	手選別
処理形式等	空き缶選別 圧縮施設	ペットボトル 破碎施設	(処理対象物) 不燃ごみ、ペットボトル、 空きびん・生きびん、発火 性危険ごみ（スプレー缶）
処理能力	15 t / 日	500kg / h	-
運営体制	直営・委託		直営・委託

表 2-4.9 し尿処理施設概要

施設名称	八帖クリーンセンター
所在地	八帖南町字立島2番地1
処理形式等	標準脱窒素処理方式
処理能力	320kℓ/日
運営体制	直営

イ 品目ごとの処理

排出時の分別を図り、その後の選別を迅速に行うとともに、種類ごとの処理方法に留意して災害廃棄物を適正に処理・再生利用する。

ウ リサイクルの推進

最終処分量を削減するため、再生利用可能な廃棄物については、出来る限り再生資材等として活用する。再生資材の種類と利用用途等を表 2-4.10に、地震被害の災害廃棄物の処理フローを図 2-4.5に示す。



左：中央クリーンセンター、右：八帖クリーンセンター

表 2-4. 10 再生資材の種類と利用用途等

種類	再生資材	利用用途
柱角材	木質チップ、ペレット	チップ化して、燃料として活用 製紙原料として活用
コンクリート	再生砕石	再生路盤材として再利用
金属くず	金属資源	回収業者へ売却し、製鉄の原材料等 として再資源化
土砂	土砂	復興資材、造成

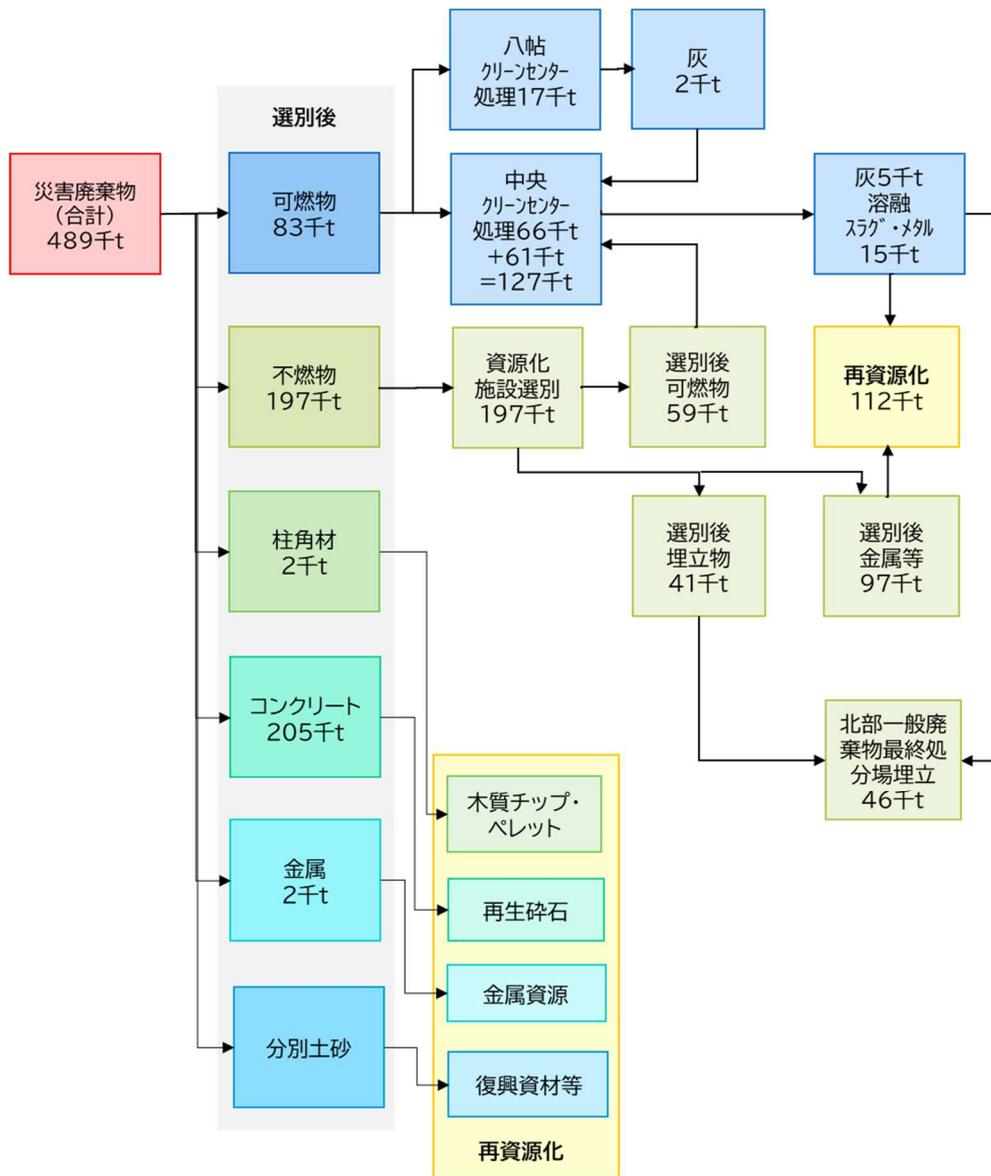


図 2-4. 5 災害廃棄物の処理フロー（地震被害）

⑧ 最終処分

不燃物や溶融飛灰など再生利用が困難なものは埋立処分を行う。なお、本市最終処分場で埋立できない量については、民間事業者への委託や他自治体への支援を要請する。本市の最終処分場の概要を表2-4.11に示す。

表2-4.11 最終処分場の概要

施設名称	所在地	埋立容量	残余容量 (R6.5時点)
北部一般廃棄物 最終処分場	東阿知和町字大入1番地36	399,100m ³	206,547m ³

⑨ 倒壊家屋の取扱い

倒壊家屋の解体・撤去については、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、可能な限り焼却及び埋立による処分量の削減に努めるものとする。

⑩ 廃自動車の取扱い

被災自動車を処分する際には、原則、所有者に意思確認を行うものとする。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく処理を行うため、仮置場へ被災自動車を撤去・移動し、被災自動車の状況を確認後、引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者へ引き渡すものとし、それまでの間は保管するものとする。

なお、仮置場に搬入された被災自動車で、所有者が不明の場合は、一定期間公示し、引取業者へ当該車両を引き渡すものとする。

⑪ 有害性のある災害廃棄物の取扱い

有害性のある廃棄物は、解体や仮置き、選別等の各処理段階において適切に分離分別を行い、原則として専門処理業者に引き渡すものとする。

なお、有害性のある災害廃棄物の品目については、表2-4.4を参考とする。

⑫ 仮設処理施設

保有する処理施設では処理しきれないと見込まれる場合、仮設処理施設の設置や支援事業者等の産業廃棄物処理施設の活用を検討する。仮設処理施設の設置については、処理対象となる災害廃棄物の量、本市施設の被害状況、仮置場の状況、支援他自治体及び民間事業者の支援状況を総合的に勘案し、経済性を最優先して判断するものとする。

表 2-4. 12 発災時の廃棄物処理スケジュール

項目	発災直後（応急対応）				復旧・復興期					
	発災時	3日	1週間	2週間	1カ月	3カ月	6カ月	1年目	2年目	3年目
進捗管理・全体調整・補助金関連業務	[進捗管理・全体調整・補助金関連業務のスケジュール]									
被害情報の収集	[被害情報の収集のスケジュール]									
被災した本市処理施設の補修	[被災した本市処理施設の補修のスケジュール]									
生活ごみの処理	必要に応じて搬出制限									
仮設トイレの設置	要請→設置									
避難所ごみ、仮設トイレし尿等の処理	[避難所ごみ、仮設トイレし尿等の処理のスケジュール]									
災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計、 実行計画の策定	推計 ←→ 計画策定 ←→ 随時見直し									
災害廃棄物の収集運搬	[災害廃棄物の収集運搬のスケジュール]									
災害廃棄物の排出先の検討 (仮置場開設判断)	検討 ←→									
仮置場の設置・維持管理 (地域集積所)	準備 ←→ 搬入・搬出 ←→ 現状復旧 ←→									
災害廃棄物の処理	[災害廃棄物の処理のスケジュール]									
倒壊家屋の撤去・解体 (公費解体)	[倒壊家屋の撤去・解体のスケジュール]									
仮設処理施設の検討	検討・準備・契約・許認可 ←→ 建設・処理開始									
産業廃棄物処理施設活用の検討 (廃棄物処理法 9 条の 3 の 3)	検討・準備・契約・許認可 ←→ 処理開始									

(4) 留意事項

① 処理方針決定

仮置場を開設する、生活ごみの排出制限を行うなど、各段階において処理方針を決定する際には、災害の種類や被災規模によって、優先項目を的確に判断し、実施項目や実施規模を決定する。初期段階処理方針決定イメージを図2-4.6に示す。

本市では処理しきれないと判断した場合には、躊躇なく応援要請を行う。

<地震>

広域に被害が及ぶことやライフラインの寸断が想定されるため、避難所開設や仮設トイレの設置等の市民生活の維持が最優先となる。避難所ごみやし尿処理対応は速やかに執り進め、災害廃棄物や倒壊家屋の処理は、処理体制が整い次第実施する。

<風水害>

被害は局所的と考えられるが、水没した家財等の災害廃棄物が一度に排出され、衛生環境の悪化が想定される。警報等発令時は、災害対策本部が設置されるため、発災前から情報収集に努め、衛生環境の保全を最優先とし、水没した災害廃棄物等は迅速に処理できるよう体制を整える。

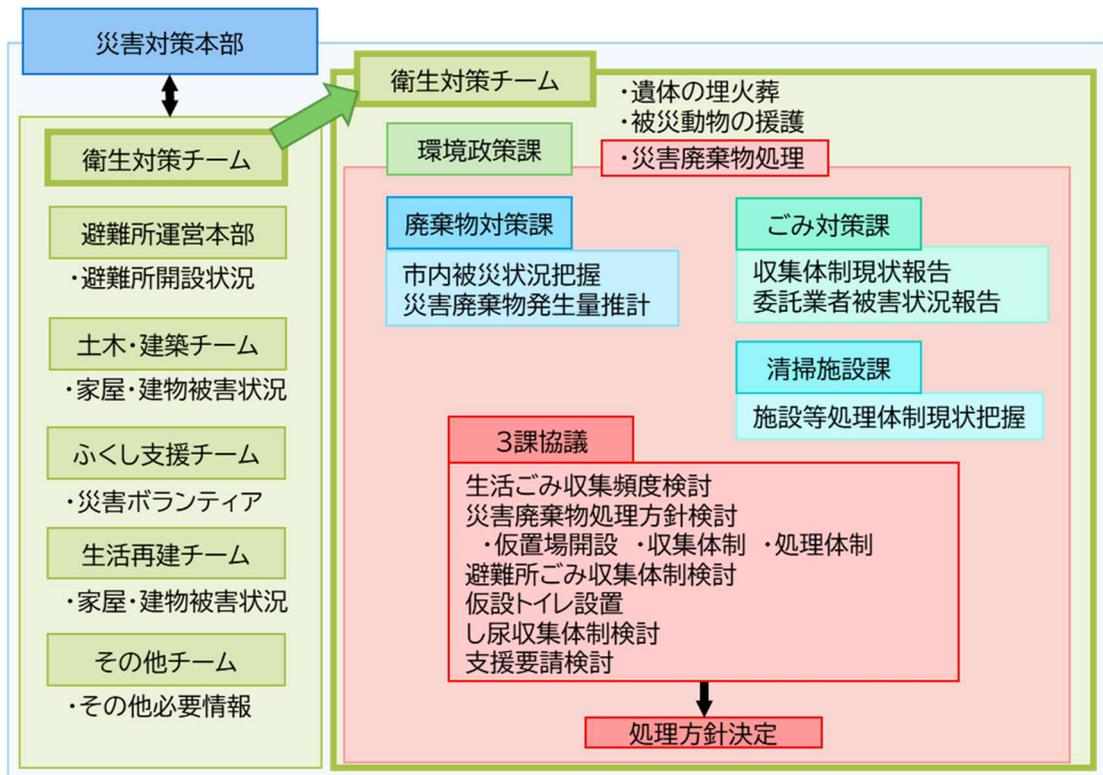


図2-4.6 初期段階処理方針決定イメージ

② 事象別留意事項

発災直後から復旧・復興期の各段階において、表 2 - 1 の各担当が留意すべき事項を記載する。

ア 被災状況の把握 《総務担当》

- (ア) 災害対策本部（避難所運営本部や生活再建チーム）から被災情報（被災家屋数、避難者数等）を入手する。被災状況は日々更新されるので、発災後一定期間は、原則、毎日状況確認を行う。
- (イ) ごみ対策課は、直営及び委託業者の被災状況の確認を行う。
- (ウ) 清掃施設課は、処理施設の被災状況の確認を行う。

イ 災害廃棄物発生量の推計 《総務担当》

実際の被災状況に基づき、災害廃棄物発生量を推計する。併せて避難が長期化する場合は、避難者数から避難所ごみの発生量推計を行う。

ウ 災害廃棄物処理方針決定及び実行計画の策定 《総務担当》

- (ア) ア、イを総合的に判断し、「仮置場開設」「収集支援要請」「処理支援要請（外部への処理委託）」を衛生対策チーム内協議の上、決定する。
- (イ) 決定した方針に基づき実行計画を策定する。

エ 支援要請 《総務担当》

収集又は処理について支援が必要であると判断した場合、各種協定等に基づき官民に対して支援要請を行う。

オ 仮置場開設 《廃棄物担当》

仮置場を開設することとした場合、以下のとおり仮置場の開設及び運営を行う。

- (ア) 災害廃棄物量推計から、仮置場内レイアウトを決定する。
- (イ) 地質調査
- (ウ) 重機を有している業者（団体）に仮置場のオペレータを依頼する。（支援要請業務と連携して対応する。）
- (エ) 警備会社に夜間（24 時間体制）の警備を依頼する。
- (オ) 日中に仮置場に常駐する職員の配備を行う。
- (カ) 基本的な開設（搬入）時間及び搬出日を決定し、住民周知を行う。
- (キ) 可燃性ガスによる火災を未然に防止するため温度監視を実施する。

- カ 対住民（事業者含む）排出方法周知 《総務担当》
ア～オを踏まえ、住民に対して、平素のごみ出しについて変更の有無、災害廃棄物の排出方法等を周知する。
- キ 災害廃棄物等の収集 《廃棄物担当》
直営及び平常時のごみ収集受託業者の被災状況を把握し、以下の優先順位で、どこまで対応可能かを決定する。
(ア) 通常時でも排出されるごみの収集
(イ) 避難所ごみの収集
(ウ) 災害廃棄物の収集
- ク 仮設トイレ設置・し尿収集及び処理 《し尿担当》
(ア) 仮設トイレの必要基数を推計し、協定に基づく支援を得ながら、避難所等における仮設トイレや下水対応トイレの整備を進める。仮設トイレの設置状況等から、し尿収集に必要な車両数等を算出し、収集体制及び処理体制を決定する。
(イ) 仮設トイレの設置・くみ取りについては、原則、許可業者及び支援により対応する。
- ケ 災害廃棄物処理 《廃棄物担当》
(ア) 施設の被災状況を把握し、本市の施設（平常時の処理）で対応可能かを決定する。
(イ) 仮置場を開設しない程度の災害の場合（集中豪雨により、限られたエリアの数世帯のみが被災した等）で、個人での搬入が困難な場合は、地域集積所の設置と同様、地元総代と収集方法を協議して対応する。
(ウ) 倒壊家屋については、環境省の交付金メニューで「公費解体」の適用が期待されるため、必要な手順について関係機関と調整を行う。
- コ 災害廃棄物処理委託契約 《総務担当》
(ア) 災害復旧費等の予算措置（予備費充用等）に関する事務処理を行う。
(イ) 民間への収集運搬支援、災害廃棄物の処理委託に関する契約及び仮置場警備業務等、災害廃棄物処理関連委託業務の各種契約事務を行う。
(ウ) 仮置場警備業務など、総務担当以外に担当が設定されている業務で、後に交付金対象となるものに関しては、現場の算段、業者との調整を各担当で行い、予算事務、契約事務を総務担当が行う。

サ 災害廃棄物収集運搬・仮置場搬入終了決定 《総務担当》

災害廃棄物処理の進捗状況から、通常時でも排出されるごみ収集の頻度を平素の状況に戻すこと及び仮置場への直接搬入の終了を決定する。

シ 交付金申請 《総務担当》

(ア) 国（県）への補助金（交付金）の申請事務を行う。

(イ) 災害廃棄物の処理は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であるが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

2-5 環境モニタリング

労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場において環境モニタリングを実施する。

環境モニタリングを行う項目は、平常時の検討内容を参考にし、次の項目とする。

- 大気の汚染（石綿含む）
- 振動、騒音
- 土壌の汚染
- 臭気
- 水質の汚濁

災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境調査項目の追加を行う。

また、メタンガス等の可燃性ガスによる仮置場での火災及び二次災害の発生を未然に防止するため、温度監視、一定温度上昇後の可燃ガス濃度測定等の措置を継続して実施する。

2-6 教育・訓練

必要に応じて初動マニュアルや仮置場開設マニュアルなど各段階のマニュアルを作成し、実効性を担保するためにマニュアルに基づいて、適宜教育訓練を行うものとする。

2-4（1）発災前（減災の取組み）⑤住民周知・啓発や⑥職員への教育・訓練にも記載したとおり、廃棄物を排出する側（住民等）、処理する側（職員・協力事業者）双方とも発災時の心構えを平常時から意識できるよう、効果的な訓練を実施し、人材の育成を図る。

2-7 支援

大規模災害時には、人道的な見地のみならず、本市の発災時の対応力の向上のためにも、支援要請に応じて積極的に他自治体への支援を行うものとする。支援実施後においては、支援先で得られた情報や経験をとりまとめ、関係者へフィードバックし、本計画の見直しや教育・訓練に役立てることとする。

2-8 実行計画

発災直後、本計画に基づき、速やかに被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理可能量を把握した上で表2-4.8を参考として実行計画を策定する。

また、発災直後では把握出来なかった被害の状況や災害廃棄物処理の課題、実際の処理の進捗に合わせて、逐次、処理方法や処理費用を検証し、都度、実行計画の見直しを行うものとする。

なお、本市で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、速やかに広域処理について検討するものとする。

表2-4.8 実行計画の構成例

1 実行計画の作成の趣旨
1.1 計画の目的
1.2 計画の位置づけと内容
1.3 計画の期間
1.4 計画の見直し
2 被災状況と災害廃棄物発生量
2.1 被災状況
2.2 発生量の推計
3 災害廃棄物処理の基本方針
3.1 基本的な考え方
3.2 処理機関
3.3 処理の推進体制
4 災害廃棄物の処理方法
4.1 処理フロー
4.2 集積
4.3 選別
4.4 処理・処分
4.5 広域処理
4.6 進捗管理